

#### IV 論点一覧・事例対応表(裁判例・相談等事例)

テーマ		論点項目	関連事例	
			裁判例	相談等事例
総論	消費者性・事業者性の明確化区分について(消費者契約性)(第2条)	・消費者概念の在り方	<p>(開業準備行為に関する事案(②を除く)) 【10】</p> <p>(相手方事業者との当該契約によって個人が「事業者」となる事案) 【24】、【126】</p> <p>(形式的には事業者だが事業の実体がない事案) 【128】</p> <p>(実質的には消費者の集まりである事案) 【31】、【43】</p> <p>(相手方事業者との間に格差がある事案) 【27】、【44】</p> <p>(その他) 【37】、【42】、【45】、【92】</p>	<p>(相手方事業者との当該契約によって個人が「事業者」となる事案) 【1】、【2】、【9】、【10】、【11】、【12】、【13】、【14】</p> <p>(形式的には事業者だが実体がないもの) 【4】、【7】</p> <p>(相手方事業者との間に格差がある事案) 【3】、【5】、【6】、【15】、【8】</p>
	消費者契約の内容の情報提供(第3条第1項)	・情報提供義務の在り方	<p>(事業者が専門知識を有することが契約上予定されているもの) 【28】、【100】、【108】、【110】、【113】、【154】、【157】</p> <p>(契約により生命・身体が害される危険性があるもの) 【142】</p> <p>(その他(個々の事案における消費者の属性に対応するもの)) 【10】、【103】、【106】、【141】</p>	<p>(事業者が専門知識を有することが契約上予定されているもの) 【17】、【20】、【23】、【24】</p> <p>(その他) 【16】、【18】、【19】、【21】、【22】、【22】、【25】、【26】、【27】、【28】、【31】、【56】</p>
		・透明性の原則	【123】、【124】、【137】	

テーマ	論点項目	関連事例		
		裁判例	相談等事例	
	・ 解釈準則(条項作成者不利の原則)	【2】、【61】、【76】、【123】、【124】、【129】、【158】		
	消費者の努力義務(第3条第2項)	【103】、【141】		
不当勧誘 誤認	事業者の行為による誤認(「勧誘」)(第4条第1項、第2項)	(広告のみによって契約締結に至ったもの) 【149】 (電話・店頭にて事業者から広告と同様の説明を受けたもの) 【39】、【56】、【74】、【109】、【116】 (広告を見て電話・店頭にて事業者と話をしても、広告を補強ないし訂正する説明がないもの) 【14】、【93】	(広告のみによって契約締結に至ったもの) ※個別の説明の有無が不明のものを含む 【32】、【33】、【34】、【35】、【36】、【41】、【45】、【46】、【48】、【56】 (電話・店頭にて事業者から広告と同様の説明を受けたもの) 【37】、【38】、【42】、【43】、【44】 (その他) 【27】、【39】、【40】、【47】、【49】、【50】、【51】、【52】	
	不実告知(第4条第1項第1号)	・ 不実要件の在り方	【8】、【56】、【73】、【113】、【138】	
		・ 告知要件の在り方	【93】、【125】、【136】、【140】	
	断定的判断の提供(第4条第1項第2号)	・ 「将来における変動が不確実な事項」要件の在り方	(財産上の利得に影響する事項である事案) 【41】、【57】、【74】、【101】、【116】 (財産上の利得に影響しない事項である事案) 【73】、【132】	(財産上の利得に影響しない事項である事案) 【56】、【57】
	不利益事実の不告知(第4条第2項)	・ 先行行為要件、不利益事実の不告知要件、故意要件在り方	(先行行為が具体的で不利益事実との関連性が強いと思われるもの) 【24】、【55】、【81】、【97】、【104】、【109】、【153】 (先行行為が具体性を欠き、不利益事実との関連性が	【49】、【50】、【51】、【52】、【57】、【58】

テーマ	論点項目	関連事例		
		裁判例	相談等事例	
		弱いと思われるもの) 【40】、【57】、【72】		
	「重要事項」(第4条第4項) ・「重要事項」要件の在り方	(当該消費者契約の目的となるものの内容又は取引条件であるもの) 【29】、【36】、【40】、【54】、【55】、【56】、【72】、【81】、【82】、【83】、【98】、【104】、【108】、【109】、【113】、【114】 (契約の動機に係る事項であるもの) ・契約の必要性 【59】、【122】、【128】、【134】 ・その他の前提事項など 【136】、【140】 (その他) 【33】、【57】	(契約の動機に係る事項であるもの) ・契約の必要性 【18】、【38】、【60】、【61】、【62】、【63】、【64】、【65】、【66】、【67】 ・事業者の評判・信用性 【68】、【69】、【70】、【71】、【72】、【73】 ・その他の前提事項など 【29】、【30】、【53】、【59】	
困惑	不退去(第4条第3項第1号)	・退去すべき／する旨の意思表示要件の要否	【99】、【145】	
	退去妨害(第4条第3項第2号)	・退去妨害／不退去の要件の在り方		
		・不退去・退去妨害以外の困惑類型(不招請勧誘、執拗な電話勧誘等)		

テーマ	論点項目	関連事例		
		裁判例	相談等事例	
その他	第三者対抗要件(第4条第5項)	* 「善意」を「善意でかつ過失がない」とする改正(民法改正に伴う検討)		
	媒介者、代理人の不当勧誘(第5条)	・ 第三者による不当勧誘行為規制の在り方(「媒介」要件)  (契約締結の直前までの必要な段取りを行うことを要するとするもの) 【46】、【65】、【78】、【99】、【120】  (第三者と事業者を同一に扱うもの) 【72】、【134】	【68】、【69】、【72】、【73】	
	取消権の行使期間(第7条)	・ 適正な行使期間	【52】、【117】、【145】	
	その他	・ 法定追認の適用除外の要否	【130】	【91】、【94】、【95】、【97】、【122】
		・ 不当勧誘行為の効果(不当利得返還の範囲、損害賠償請求権)	(損害賠償請求と取消権をともに認める事案) 【60】、【74】、【81】  (損害賠償請求を認めた上で過失相殺をする事案) 【95】  (不当利得返還の範囲に関する事案) 【84】、【86】、【109】	

テーマ	論点項目	関連事例	
		裁判例	相談等事例
	・ 不当勧誘行為に関する一般規定(適合性原則、状況の濫用、暴利行為等)	(①商品・役務が複雑+②合理的な判断能力の不足+③過大な不利益) 【118】 (②合理的な判断能力の不足+③過大な不利益) 【18】、【21】、【30】、【48】、【49】、【53】、【62】、【69】、【70】、【75】、【87】、【88】、【89】、【90】、【91】、【102】、【106】、【127】、【155】、【161】、【163】 (③過大な不利益③過大な不利益) 【85】、【143】 (④強制的な契約締結) 【138】	(合理的な判断能力の不足) 【64】、【65】、【75】、【77】、【80】、【81】、【82】、【85】、【86】、【87】、【88】、【89】、【90】、【91】、【93】、【96】、【98】、【99】、【101】、【108】、【109】、【110】、【111】、【112】、【113】、【114】、【115】、【116】、【117】、【118】、【119】、【120】、【121】、【122】、【123】、【125】、【126】、【127】、【128】、【129】、【131】、【132】、【133】、【134】、【135】 (過大な不利益) 【124】、【130】 (断りづらい状況の作出などによる強制的な契約締結) 【74】、【76】、【78】、【79】、【83】、【84】、【92】、【100】、【102】、【103】、【104】、【105】、【106】、【107】
不当条項	事業者の損害賠償責任を免除する条項(第8条)	* 債務不履行の免責事由の議論に伴う改正(民法改正に伴う検討)(第8条第1項第2号「故意又は重大な過失」)	
		* 瑕疵担保責任の法的性質の変更・文言改正に伴う改正(民法改正に伴う検討)(第8条第1項第5号、第2項)	
		・「解除に伴う」要件の要否	【4】

テーマ	論点項目	関連事例	
		裁判例	相談等事例
消費者が支払う違約金等の額を過大に設定する条項(第9条第1号)	・「平均的な損害の額」の意義	【1】、【5】、【6】、【9】、【12】、【19】、【22】、【23】、【31】、【34】、【68】、【71】、【77】、【80】、【107】、【119】、【131】、【150】、【152】	【19】、【22】、【136】、【137】、【138】、【139】、【140】、【141】、【142】、【143】、【144】、【145】、【146】、【147】、【148】、【149】、【150】、【151】、【152】、【153】、【154】、【155】
	・「平均的な損害の額」の立証責任の在り方	【17】、【31】、【77】、【107】、【152】	【156】、【157】
年 14.6%を超える遅延損害金を定める条項(第9条第2号)	・ 14.6%の適正性		
消費者の利益を一方的に害する条項(第10条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第10条の前段要件の在り方 (「任意規定の場合に比して、消費者の権利を制限し、又は義務を加重する」)</li> <li>・ 第10条の後段要件の在り方 (「民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一端的に害する」)</li> </ul>	【1】、【3】、【7】、【11】、【13】、【15】、【16】、【17】、【20】、【25】、【26】、【35】、【38】、【47】、【50】、【51】、【58】、【63】、【66】、【67】、【79】、【105】、【107】、【111】、【112】、【115】	
その他	・ 中心条項への適用	【1】、【23】	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不当条項リストの追加の要否・在り方</li> <li>①人身損害について事業者の責任を免除又は制限する規定</li> <li>②事業者が正当な理由なく自</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(③消費者の解除権・解約権・取消権を制限する規定) 【133】、【139】</li> <li>(⑤専属的裁判管轄合意規定) 【94】、【96】、【111】、【121】、【135】、【148】、【162】</li> <li>(⑥金銭消費貸借契約の期限前弁済における利息相</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(①人身損害について事業者の責任を免除又は制限する規定) 【158】、【159】、【160】</li> <li>(②事業者が正当な理由なく自己の債務を履行しないことを許容する規定) 【52】、【161】、【162】、【163】、【164】、【165】、【166】、</li> </ul>

テーマ	論点項目	関連事例	
		裁判例	相談等事例
	<p>己の債務を履行しないことを許容する規定</p> <p>③消費者の解除権・解約権・取消権を制限する規定</p> <p>④事業者に不相当な解除権・解約権を付与する規定</p> <p>⑤専属的裁判管轄合意規定</p> <p>⑥金銭消費貸借契約の期限前弁済における利息相当額の賠償を求める規定</p> <p>⑦サルベージ条項</p> <p>⑧消費者に不相当な先履行を求める規定</p> <p>⑨立証責任を転換する規定</p> <p>⑩事業者による自力救済を認める規定</p> <p>⑪事業者の負担を消費者に転嫁する条項</p> <p>⑫消費者に高額な損害賠償をさせる規定</p> <p>⑬消費者に責任がない事項についても責任を負わせる規定</p> <p>⑭不当条項が含まれているとしても同意する旨の規定</p>	<p>当額の賠償を求める規定) 【63】</p> <p>((⑮事業者に一方向的な権限を認める規定) 【148】</p>	<p>【167】、【168】、【169】、【170】、【171】、【172】</p> <p>((③消費者の解除権・解約権・取消権を制限する規定) 【173】、【174】、【175】、【176】、【177】、【178】、【179】、【180】、【181】、【182】</p> <p>((④事業者に不相当な解除権・解約権を付与する規定) 【183】、【184】、【195】、【186】、【187】、【188】、【189】、【190】、【191】、【192】、【193】、【194】</p> <p>((⑤専属的裁判管轄合意規定) 【195】、【196】、【197】</p> <p>((⑦サルベージ条項) 【198】【199】【200】【201】</p> <p>((⑧消費者に不相当な先履行を求める規定) 【202】</p> <p>((⑨立証責任を転換する規定) 【203】</p> <p>((⑩事業者による自力救済を認める規定) 【204】、【205】、【206】、【207】</p> <p>((⑪事業者の負担を消費者に転嫁する規定) 【208】、【209】、【210】、【211】</p> <p>((⑫消費者に高額な損害賠償をさせる規定) 【212】、【213】、【224】</p> <p>((⑬消費者に責任がない事項についても責任を負わせる規定) 【214】</p> <p>((⑭不当条項が含まれているとしても同意する旨の規</p>

テーマ		論点項目	関連事例	
			裁判例	相談等事例
		⑮ 事業者に一方的な権限を認める規定 など		定) 【215】 (⑮ 事業者に一方的な権限を認める規定) 【216】、【217】、【218】、【219】、【220】、【221】
その他	約款規制	・ 約款規制に関する規律の要否(定義、組入要件、不意打ち条項、約款の変更)	【105】、【147】、【151】	(組入要件) 【49】、【50】、【51】、【52】、【222】、【223】 (不意打ち条項) 【58】、【212】、【224】、【225】、【226】、【227】 (変更) 【228】、【229】
	抗弁の接続	・ 第三者型与信契約における抗弁の接続の規定の要否	【64】	
	複数契約の無効・取消し・解除	・ 複数契約の無効・取消し・解除の規律の要否	【32】、【146】、【156】、【159】、【160】	【18】、【53】、【103】、【104】、【105】、【106】、【230】、【231】
	継続的契約の中途解約権	・ 継続的契約の中途解約権の規律の要否		【174】、【178】、【232】、【233】

・「\*」は、民法(債権関係)改正に連動して検討を要すると考えられる論点である。